

芝山町果菜類病害虫対策支援事業補助金

対象品目に新たに
スイカとキュウリ
が加わりました！



黄化葉巻病等の防止対策を行った果菜類（トマト、ミニトマト、スイカ、キュウリ）を栽培する農業者等に対し、資材の費用の一部を助成します。

補助対象 資材

- ①防虫ネット(0.3mm×0.6mm以下または0.4mm×0.4mm 以下)
- ②遮光ネット または 遮光剤
- ③粘着式捕虫資材
- ④耐病性品種

※①~③の対策を全て実施することが補助金交付の条件となります。

④については実施すると補助の対象にはなりますが、実施せずとも他の資材は補助対象となります
※補助対象資材をすでに所有している場合は、それを実施することで条件を満たしたとみなします

補助 金額

補助対象経費の **1 / 3 以内**（**10aあたりの上限15万円**）

※補助対象経費に満たない場合はその金額の1/3以内
※千円未満切捨て

補助対象経費とは？…慣行栽培した場合の経費と比較した割増経費

	慣行栽培の場合 の経費	対策した場合の 経費	割増経費 (補助対象経費)
防虫ネット	0円	260,000円	<u>260,000円</u>
遮光ネット	60,000円	300,000円	<u>240,000円</u>
遮光剤	40,000円	60,000円	<u>20,000円</u>
粘着式捕虫資材	0円	50,000円	<u>50,000円</u>
耐病性品種	223,000円	260,000円	<u>37,000円</u>

(10aあたり)

1.対象者

①~④の全てにあてはまる方が対象です

- ①町内に住所を有する農業者等
- ②園芸用大型パイプハウスを使用して販売または出荷の目的で対象品目の栽培を行う方
- ③5年間就農を継続する意欲のある方
- ④町税の滞納がない方

2.申請に必要なもの

- ①補助金交付申請書 (※)
- ②誓約書 (※)
- ③同意書 (※)
- ④施行箇所の位置図
- ⑤対象品目の栽培が分かる書類
(前年度の対象品目の出荷証明等)
- ⑥資材の数量等が分かる書類
(資材の内訳書等)
- ⑦見積書

※①~③は農政係の窓口にあります

※同一ほ場については補助金交付後5年間は申請できません
ただし、耐病性品種、粘着式捕虫資材、遮光剤は除きます
※交付決定後に購入する資材が補助の対象となります
※同一年度内の申請は、30aが上限面積です
※予算がなくなり次第受付を終了します

《申請先》

芝山町役場産業振興課農政係

TEL:0479-77-3917

